

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成 29 年度
計画主体	三 股 町

三 股 町 鳥 獣 被 害 防 止 計 画

<連絡先>

担当部署名:三股町役場 農業振興課 農林整備係

所在地:宮崎県北諸県郡三股町五本松1-1

電話番号:0986-52-9089

FAX 番号:0986-52-9762

メールアドレス:nourin-k@town.mimata.miyazaki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・タヌキ・カラス・ドバト・カワウ・アナグマ
計画期間	平成 30 年度～平成 32 年度
対象地域	宮崎県北諸県郡三股町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成 28 年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	イモ類	0.04ha	68 千円
	飼料作物	0.01ha	2 千円
	野菜	0.06ha	80 千円
	イネ	1.35ha	434 千円
計		1.46ha	584 千円
サル		0.02ha	5 千円
計		0.02ha	5 千円
カラス	飼料作物	0.02ha	5 千円
計		0.02ha	5 千円
ドバト	飼料作物	0.02ha	5 千円
計		0.02ha	5 千円
タヌキ	野菜	0.01ha	1 千円
計		0.01ha	1 千円
カワウ		ha	千円
計		ha	千円
アナグマ	野菜	0.01ha	1 千円
計		0.01ha	1 千円

(2) 被害の傾向

・イノシシ

イノシシによる被害は年間を通して発生しており、8～10月における水稻被害を中心に、野菜(筍・サトイモ)・果樹及び樹木(栗・スギ・ヒノキ・クヌギ等)・飼料(トウキビ・ソルゴー等)への食害が発生している。特に田植え時期と稲の刈り入れ時期等に被害が多くなっている。被害区域は、町全域に広がっており、どの地区においても水稻及び飼料被害がある。生息数については、被害状況から判断しても、大きな増減はないと思われる。

・サル

はぐれサルによる被害は年に数回ではあるが、野菜(タマネギ・ジャガイモ)・果樹(カキ・クリ)に被害が出ている。(サルの群れは確認されていない。)

・タヌキ・アナグマ

タヌキ・アナグマによる被害は、畑の飼料(トウモロコシ)や牛舎等内の餌の食い荒らしにより、餌を食い漁るなどの被害がある。近年、牛舎等の周辺に住みついて繁殖しており、被害の増化が見込まれている。

・カラス・ドバト

カラス・ハトによる被害は年間を通して、田植え時期の水稻被害及び播種時期の飼料(トウモロコシ・ソルガム等)への食害が発生している。又、ドバトの糞による倉庫内に保管してある物品(飼料等)の被害、健康への被害など多様化する傾向にある。

・カワウ

カワウによる被害は年に数回であるが、漁協が河川に放流する川魚の稚魚を捕食するなどがある。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値(平成28年度)		目標値(平成32年度)	
		被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ		1.46ha	584千円	1.158ha (20%削減)	466.6千円 (20%削減)
サル		0.02ha	5千円	0.016ha (20%削減)	4千円 (20%削減)
カラス		0.02ha	5千円	0.016ha (20%削減)	4千円 (20%削減)
ドバト		0.02ha	5千円	0.016ha (20%削減)	4千円 (20%削減)
タヌキ		0.01ha	1千円	0.01ha (0%削減)	1千円 (0%削減)
カワウ		ha	千円	ha	千円
アナグマ		0.01ha	1千円	0.01ha (0%削減)	1千円 (0%削減)
合計		1.54ha	601千円	1.226ha	480.6千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲許可 有害鳥獣捕獲班の編成 (銃器・わなを用いての駆除) 有害鳥獣捕獲活動に対して補助金を交付	狩猟者の高齢化による捕獲班員及び能力の減少 後継者の育成が急務である。

防護柵の設置等に関する取組	イノシシによる農作物被害が多く発生している地域において、宮崎県単独事業の補助金を活用し、田畑に電気柵の設置を実施。	中山間部の防護施設の整備が完全ではないため、山間部の農地に対する施設整備が必要である。また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い等、住民に対する啓発活動が課題となっている。
---------------	---	--

(5) 今後の取組方針

<p>①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。</p> <p>②捕獲と防護施設の両面での被害防止対策を推進する。</p> <p>③周辺市町と連携して、一斉捕獲体制の確立を目指す。</p> <p>④捕獲に従事する駆除隊継承者の育成対策を講じる。</p> <p>⑤有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して実施する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>三股町猟友会において三股町有害鳥獣駆除隊を編成(銃砲班 30 名・わな班 22 名)各班全員狩猟免許取得者で組織し、有害鳥獣捕獲を実施する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30 年度	イノシシ、サル、タヌキ、カラス、ドバト、カワウ、アナグマ	三股町有害鳥獣駆除隊と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟免許取得のための事前講習会を宮崎県猟友会都城支部と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
31 年度	イノシシ、サル、タヌキ、カラス、ドバト、カワウ、アナグマ	三股町有害鳥獣駆除隊と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟免許取得のための事前講習会を宮崎県猟友会都城支部と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
32 年度	イノシシ、サル、タヌキ、カラス、ドバト、カワウ、アナグマ	三股町有害鳥獣駆除隊と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、ワナ狩猟免許取得のための事前講習会を宮崎県猟友会都城支部三股会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績及び被害状況を踏まえて、第12次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を参考に、捕獲頭数を設定する。特にイノシシに関しては、生息密度や個体数を推定する調査方法が確立されていないことから、有害鳥獣捕獲実績をもとに農林作物への被害額について3割減を目標とし、捕獲数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
サル	4頭	4頭	4頭
カラス	300羽	300羽	300羽
ドバト	150羽	150羽	150羽
タヌキ	30匹	30匹	30匹
カワウ	150羽	150羽	150羽
アナグマ	30匹	30匹	30匹

捕獲等の取組内容

協議会により組織した有害鳥獣捕獲班の活動支援の継続。有害鳥獣捕獲班による銃器・ワナによる有害捕獲を実施。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
三股町全域	狩猟鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
イノシシ	電気防護柵 6,400m	電気防護柵 6,400m	電気防護柵 6,400m

(2)その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成30年度	イノシシ	侵入防護柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及、被害防止に関する知識の普及等を行う。
平成31年度	イノシシ	侵入防護柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及、被害防止に関する知識の普及等を行う。
平成32年度	イノシシ	侵入防護柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及、被害防止に関する知識の普及等を行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
三股町有害鳥獣対策協議会	対象鳥獣による被害が発生した場合、中心となり各関係機関への連絡調整を行う。
自治公民館	地域における緊急の対策を実施するにあたって、集落等への連絡調整を行う。
宮崎県北諸県農林振興局	国等との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
三股町農業振興課（三股町鳥獣被害対策実施隊）	緊急の対策を実施するにあたって、関係機関や協議会委員との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
三股町有害鳥獣駆除隊	対象鳥獣捕獲の実施を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

三股町有害鳥獣対策協議会が中心となり、三股町と連携を図りながら、各関係機関へ連絡調整を行う。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

サル・タヌキ・カラス・ドバト・カワウについては、埋設処理する。イノシシ・アナグマについては、食用として利用できる部位については自家消費し、その他については、埋設処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	三股町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
三股町農業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
三股町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
宮崎県北諸県農林振興局	鳥獣被害防止対策について、国等との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
都城農業協同組合 都城農業共済組合	農作物被害の把握及び被害防止対策を支援する。
都城森林組合	造林木被害の把握及び被害防止対策を支援する。

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役 割
三股町有害鳥獣駆除隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

三股町鳥獣被害対策実施隊

平成 25 年 2 月 1 日設立

三股町職員 5 名

主な活動内容は、①侵入防止柵の設置指導②集落における被害防除対策等の指導
③鳥獣被害調査

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

三股町有害鳥獣対策協議会と連携し、被害防止対策や捕獲等を実施する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や近隣市町との連携を密にして情報の共有化を図る。